



起 案 用 紙

スポ  
第1111号

くらし環境本部スポーツ課 主査 森 一弥	電話 ( 0952-25-7331 ) 内線 ( 1715 )	決 区	裁 分	丁	起案者	
-------------------------	------------------------------------	--------	--------	---	-----	--

(標 題)  
Tポイントレディスゴルフトーナメント後援依頼について (伺)

(回 議)

回議先	スポーツ 課長	参事	参事	副課長	スポーツ企画担当 係長
スポーツ企画担当 主査	後援		スポーツコミッション担当 係長		

紙決裁

収 受	発 議	審 査	
10/30	平成25年10月4日	知事印	
決 裁	浄書・校合	施 行	
10/30		10/30	
文 書 分 類	保存期間	処 理 期 限	完 結
共催・後援	5年		

## Tポイントレディスゴルフトーナメント後援依頼について (伺)

平成25年10月吉日付けで株式会社Tポイント・ジャパンTポイント・レディスゴルフトーナメント大会実行委員長より後援依頼がありました。

現在の「佐賀県の主催・共催及び後援についての考え方」(別紙)では、営利を目的としない競技となっているが、他県でのゴルフトーナメントにおいても、県及び開催市町の後援がなされており、本県も後援してもよいかと思われます。

なお、現在の「考え方」については、教育委員会時に作成されたものであり、今後、修正する必要があると思います。

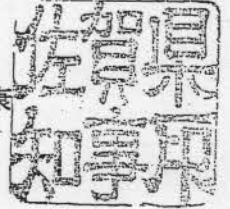
→ 未定稿のための参考資料

スポ第1111号

平成25年10月30日

株式会社Tポイント・ジャパン  
Tポイントレディスゴルフトーナメント  
大会実行委員長 大塚 善之 様

佐賀県知事 古川 康



佐賀県の後援について (回答)

平成25年10月吉日付で依頼のこのことについては、下記のとおり承諾します。

記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 後援の事業の名称  | Tポイントレディスゴルフトーナメント   |
| 2 | 主 催       | 株式会社Tポイント・ジャパン/カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社   |
| 3 | 会 場       | 若木ゴルフ倶楽部   |
| 4 | 後 援 の 期 日 | 平成26年3月18日(火)～3月23日(日)   |
| 5 | 後 援 の 名 義 | 佐賀県  |
| 6 | そ の 他     | (1) 事業計画を変更しようとするときは、直ちに届け出ること。<br>(2) 事業終了後は、速やかに事業報告書を提出すること。<br>(3) 経費は当方では負担しない。<br>(4) 安全管理に十分留意し、医療救護体制の確保をすること。 |

佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課

担当：スポーツ企画担当 森

TEL：0952-25-7334

FAX：0952-25-7375


依頼文

2013年10月吉日

佐賀県知事  
古川 康 殿

下記競技開催(予定)に当り、貴県のご後援の程 お願い申し上げます。

所在地: 東京都渋谷区南平台町16  
渋谷ガーデンタワー7階  
代表者: 株式会社Tポイント・ジャパン  
Tポイントレディス ゴルフトーナメント  
大会実行委員長  
大塚 善之



後 援 依 頼 書

1. 名 称	Tポイントレディス ゴルフトーナメント T-POINT LADIES GOLF TOURNAMENT (略称:Tポイントレディス)
2. 主 催	株式会社Tポイント・ジャパン / カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
3. 特別協賛	PGM ホールディングス株式会社
4. 協 賛	未定
5. 貴県以外の 後援予定(順不同)	武雄市 / 九州ゴルフ連盟 / 佐賀県ゴルフ協会 / 株式会社 佐賀新聞社 / 昭和自動車株式会社
6. 公 認	一般社団法人日本女子プロゴルフ協会(LPGA)
7. 運営協力	若木ゴルフ倶楽部 / 株式会社博報堂 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ / 株式会社博報堂DYスポーツマーケティング
8. 競技運営	ブリヂストンスポーツ株式会社
9. 会 場	若木ゴルフ倶楽部 佐賀県武雄市若木町大字本部1939-1 TEL 0954-26-3030 (代表) FAX 0954-26-3033
10. 開催日	2014年3月18日(火) 指定練習日/前夜祭(予定) 19日(水) プロアマ大会(予定) 20日(木) 指定練習日(予定) 21日(金) 予選ラウンド(第1日) 22日(土) 予選ラウンド(第2日) 23日(日) 決勝ラウンド(最終日)
11. 賞金総額	7,000万円(予定) 優勝賞金=1,260万円
12. 出場選手	108名
13. 競技方法	54ホールズ・ストロークプレー ①第1日・第2日の合計36ホールズを予選ラウンドとし、 上位50位タイまでを決勝ラウンド出場資格とする。 ②54ホールを終了して第1位にタイが生じた場合は、 18番ホールを使用してサドンデス方式でプレーオフを行い優勝者を決定する。  2014年JGAゴルフ規則、2014年LPGA競技条件及びローカルルールを適用
14. 競技規則	2014年LPGAトーナメント競技特別規則を適用
15. TV中継	<放送局>テレビ朝日系列全国ネット <放送日時>3月22日(土)(予選ラウンド2日目) 16:00~16:55(予定) 3月23日(日)(決勝ラウンド) 16:00~17:25(予定)
16. 大会事務局	申込者 Tポイントレディス ゴルフトーナメント大会事務局 担当者 [REDACTED] TEL 03-6800-4539

佐賀県の主催・共催及び後援についての考え方

平成25年 月 日

1 大会行事を主催・共催する場合。

1) 県が業務の一環として、自ら企画した場合。

2) 大会を主催する団体からの依頼を受け、事業の内容・運営の実態が県も関与し、共同して開催、運営する内容を有するものであると判断した場合に、主催団体と共催し、実施について責任の一端を負担する。

※新規の県のスポーツに関する主催・共催については、県スポーツ課で判断する。

2 大会行事を後援する場合。

大会の趣旨に賛同する場合。

1) 主催する団体が、下記のいずれかに該当するものであること。

- ① 国若しくは地方公共団体
- ② 日本・県体育協会加盟競技団体、障害者スポーツ団体
- ③ 体育スポーツ学術・医科学団体
- ④ 公共団体又は報道機関などの公共的団体に準ずるもの

2) 事業内容が、下記の全てに該当するものであること。

- ① 県の行政運営に関する基本の方針に則り、かつ本県スポーツの普及振興に寄与すること
- ② 公共性が認められるものであること
- ③ 宗教的、政治的活動を意味しないものであること
- ④ 営利を目的としないものであること
- ⑤ 事業の対象者が県下全域又はこれ以上の区域にわたるものであること
- ⑥ 開催の日時、場所、施設等について、公共性が認められていること
- ⑦ 参加者からの入場料、参加料等の徴収については、参加者等に過重な負担にならないものであること
- ⑧ 九州大会以上の大会での団体及び公共団体や報道機関などの申請の場合、県の関係団体の後援があること

※新規の県のスポーツに関する後援については、県スポーツ課で判断する。

(内規)

「営利を目的としないものであること」とは、下記の①～③に該当する場合

- ① 参加料及び入場料が無料の事業
- ② 参加料・入場料の額が適正である事業とは、収益に対し事業予算が本計画に執行されている事業のことである。

なお、参加料・入場料の額の判断については、大会の規模等を考慮し、県スポーツ課で判断する。

- ③ ④で佐賀県ではプロスポーツの振興の目的から営利を目的とする後援については協議して判断する。

※ 事業運営の収支予算書、今年度開催要項（案）及び前年度開催要項の提出を求める場合がある。